

諏訪市特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

諏訪市長

金子ゆかり

諏訪市規則第 14 号

諏訪市特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業者の確認等に関し必要な事項を定めるものとする。

(確認の申請)

第 2 条 法第 54 条の 2 第 2 項の規定による確認の申請は、特定乳児等通園支援事業者確認申請書（様式第 1 号）を市長に提出することにより行わなければならない。

(確認の変更の申請)

第 3 条 法第 54 条の 3 において準用する法第 44 条の規定による確認の変更の申請は、特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（様式第 2 号）を市長に提出することにより行わなければならない。

(確認の変更の届出)

第 4 条 法第 54 条の 3 において準用する法第 47 条第 1 項の規定による届出は、特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の変更以外）（様式第 3 号）を市長に提出することにより行わなければならない。

2 法第 54 条の 3 において準用する法第 47 条第 2 項の規定による届出は、特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の減少）（様式第 4 号）を市長に提出することにより行わなければならない。

(確認の通知等)

第 5 条 市長は、第 2 条の規定による確認の申請又は第 3 条の規定による確認の変更の申請があったときは、その内容を確認し、特定乳児等通園支援事業者確認（変更）通知書（様式第 5 号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(確認の辞退)

第 6 条 特定乳児等通園支援事業者は、法第 54 条の 3 において準用する法第 48 条の規定によりその確認を辞退しようとするときは、特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

(確認の取消し)

第 7 条 市長は、法第 54 条の 3 において準用する法第 52 条第 1 項の規定による確認の取消し又は停止をしたときは、特定乳児等通園支援事業者確認取消（停止）通知書（様式第 7 号）を当該確認に係る者に通知するものとする。

(補則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。